

■承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(四万十町税条例の一部を改正する条例)

【要旨】

地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 87 号）、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年総務省令第 38 号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 31 年総務省令第 39 号）が平成 31 年 3 月 29 日にそれぞれ公布され、原則として同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、四万十町税条例の改正が必要となりましたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

【主な条例改正内容】

（1）住宅借入金等特別税額控除の拡充

- 消費税率 10%が適用される住宅取得等について、令和元(平成 31)年 10 月 1 日から令和 2 (平成 32)年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合、住宅借入金等特別税額控除の適用期間を 3 年延長する。（現行 10 年間 ⇒ 13 年間）
- 納税通知書が送達されるときまでに提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とすることとし、令和元（平成 31）年度分以後の個人住民税から適用する。

（2）ふるさと納税制度の見直し

- 特例控除の措置対象となる寄付金を特例控除対象寄附金とする。

〔参考〕寄附金の募集に関する基準を設けて特例控除の対象となる自治体を総務省があらかじめ指定し、指定自治体以外に対する寄附金は、特例控除の対象外となる。

《総務省が定める基準》

- ①寄附金の募集を適正に実施すること。
- ②返礼品等の費用は寄附金額の 3 割以下とすること。
- ③返礼品を地場産品とすること。 等

【施行期日】

平成 31 年 4 月 1 日。ただし、（2）については令和元(平成 31)年 6 月 1 日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（専決処分）

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略